

軽自動車税(種別割)

伊那市から転出される皆さん及び伊那市へ転入された皆さんへ

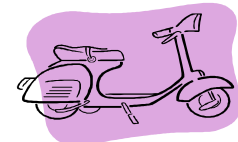
～～ 軽自動車・オートバイ等を所有されていませんか? ～～

軽自動車、オートバイ等を買ったり、名義が変わったとき、あるいは住所が変わったときなどは、次の表によって手続きをしてください。

種類	市役所税務課で手続きをする車種						軽自動車検査協会、運輸支局等で手続きをする車種							
	原 動 機 付 自 転 車				小型特殊自動車		軽 自 動 車				小型自動車			
区分 年税額	50cc以下	90cc以下	125cc以下	ミニカー (50cc以下)	農耕用	その他	二 輪 (250cc以下)	三 輪	四 輪 貨 物 自 家 用	四 輪 貨 物 営 業 用	四 輪 乗 用 自 家 用	四 輪 乗 用 営 業 用	二 輪 (250cc超)	
H27年度まで	1,000円	1,200円	1,600円	2,500円	1,600円	4,700円	2,400	3,100	4,000	3,000	7,200	5,500	4,000	
H28年度から	2,000円	2,000円	2,400円	3,700円	2,400円	5,900円	3,600	3,900	5,000	3,800	10,800	6,900	6,000	
重課								4,600	6,000	4,500	12,900	8,200		
手 続 き 等	登録	①印鑑 ②原動機付自転車申告確認書又は譲渡証明書等で車名及び車台番号の確認できるもの						<p>○各区分により下記のところでの手続きになります。詳細については、それぞれ該当する事務所へ、直接お問い合わせください。</p> <p>1 軽三輪・軽四輪の軽自動車(660cc以下)の手続き場所は 軽自動車検査協会 長野事務所松本支所 住所 松本市平田東2-1-11 電話 050-3816-1855 受付時間 8:45～11:45 / 13:00～16:00</p> <p>2 軽二輪(125cc超～250cc以下のオートバイ)、小型二輪(250cc超のオートバイ)の手続き場所は 北陸信越運輸局 長野運輸支局 松本自動車検査登録事務所 住所 松本市平田東2-5-10 電話 050-5540-2043 (機械による音声案内) 受付時間 8:45～11:45 / 13:00～16:00</p> <p>—上記車種について、手続きの事務代行をしています。— 上伊那自家用自動車協会 住所 伊那市上の原6002-1(車検場・SBC送信所横) 電話 0265-72-7121</p> <p>※転出先が松本ナンバー管轄地域以外の場合は、転出先の市区町村役場で手続き場所をお問い合わせください。</p>						
	廃車	①印鑑 ②標識(ナンバープレート) ③標識交付証明書												
	名義変更	①新旧所有者の印鑑 ②標識交付証明書												
	車台変更	①印鑑 ②原動機付自転車申告確認書又は譲渡証明書等で車名及び車台番号が確認できるもの												
	転入の時	①印鑑 ②前住所地の廃車証明書又は前住所地の標識(ナンバープレート) ③自賠責保険証等で車名及び車台番号の確認できるもの												
	その他	・上記の手続きは、高遠町総合支所・長谷総合支所・市民サービスコーナーでも行えます。 ・各支所でも申請は受付できますが、標識交付についてはすぐにはできません。 ・標識(ナンバープレート)を紛失したときは、ナンバーの弁償料200円がかかります。 ・盗難にあった時は、至急、警察署及び市役所に届けてください。 ・転出先の市区町村役場で手続きを行うときは、必要なものが異なる場合がありますので、事前に確認してください。												

※軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。月割課税の制度はありませんので、ご注意ください。

- ・「廃車の手続きを依頼したのに・・・」「知人にオートバイを譲ったのに・・・」「車を下取りに出したのに・・・」などの問い合わせや苦情が多くあります。
- ・正式な手続きをされない、いつまでも税金がかかってしまいます。登録事項に変更があったときは、早めに手続きをしてください。



2020.01.20

※三輪以上の年税額は、上段が旧税率・中段が新車登録に伴う新税率・下段が新車登録から13年経過に伴う重課税率です。